

〈NGO・外務省定期協議会 2024 年度第 3 回 ODA 政策協議会 議題案／質問状記入シート〉

1. **議題案名**:

国連女性差別撤廃委員会 (CEDAW) への資金拠出停止について

2. **議題の背景**:

1月29日北村外務報道官会見において、外務省は、国連女性差別撤廃員が対日審査最終見解において皇室典範改正を勧告したことに対する措置の一つとして、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) に対する任意拠出金の使途から同委員会を除外することを通告したことを明らかにした。このOHCHRへの拠出金は多国間ODAとして拠出されており、国際的な女性の人権にも関わる決定であるため議題に取り上げたい。

3. **外務省への事前質問 (論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば)**:

CEDAWを含む国連人権機関の加盟国審査は、専門家委員会と政府、そして市民社会との間の建設的対話を促すことが目的である。日本政府は『真摯に説明をした』『考えを書面で提出した』と述べているが、なお建設的対話のプロセスを十分に尽くしたとは言えない段階において、なぜ拠出停止の通告という手段に訴えたのか。この決定は、日本政府・外務省内でどのようなプロセスで決定し、誰が決裁したのか。

4. **議題の論点 (定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと)**:

- 1) 自国への勧告を理由に拠出金をCEDAWに使わせないと通告は、(たとえこれまでCEDAWに日本の拠出金が使われたことはないとしても) 威圧的・恫喝的外交との批判を免れえない。特に今年は北京行動綱領採択から30年、女性・平和・安全保障決議から25年など、女性の権利に関する重要な節目であるが、反動的な政府の台頭により、進展どころか後退が危ぶまれている。そうしたなかで法の支配や多国間枠組みの維持を訴え、女性の権利推進をリードしていくべき立場にある日本が、自らパワーを濫用し国際人権機関の活動をあやうくすることで、国際的にも重大な否定的影響をおよぼしかねない。
- 2) 皇室典範は普遍的人権規範の対象外であるという外務省の主張の法的根拠は何か。
- 3) 通告が明らかになって以来、意思決定プロセスの不透明性を指摘し決定経緯を明らかにするよう多くの市民が求めているが、外務省が一貫して説明を拒んでいることは、公に説明できないような事情で決定が行われたのではないかと疑いを強くしている。市民社会への説明責任をどのように果たしていくつもりか。

- 氏名: 本山央子
- 役職: 代表理事
- 所属団体: アジア女性資料センター

以上